## ◎新潟県教育委員会告示第12号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

(略)

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<b>台の欄中下線が引かれた部分に改める。</b>	
改 正 後	改 正 前
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語	第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語
の意義は、当該各号に定めるところによる。	の意義は、当該各号に定めるところによる。
$(1)$ $\sim$ $(13)$ (略)	$(1) \sim (13)$ (略)
(14) 配偶者同行休業 職員の配偶者同行休業に	(14) 在外勤務等同行休業 市町村立学校職員の
関する条例(平成 26 年新潟県条例第 67 号)第	勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟
<u>5条第1項</u> の規定による承認を受け、その職を	<u>県条例第5号)第19条第1項</u> の規定による承認
保有したまま職務に従事しないことをいう。	を受け、その職を保有したまま職務に従事しな
	いことをいう。
$(15) \sim (21)$ (略)	$(15) \sim (21)$ (略)
(別記様式)	(別記様式)
辞令書	辞令書
(略)	(略)
辞令書記入要領	辞令書記入要領
(略)	(略)
Ⅲ (発令事項)欄の記入	Ⅲ (発令事項)欄の記入
(略)	(略)
12 配偶者同行休業	12 在外勤務等同行休業
(1) 配偶者同行休業を承認する	(1) <u>在外勤務等同行休業</u> を承認する
平成 年 月 日から	平成 年 月 日から
配偶者同行休業期間	在外勤務等同行休業期間
平成 年 月 日まで	平成年月日まで
(2) <u>配偶者同行休業</u> 期間を平成 年 月 日まで延長する	(2) <u>在外勤務等同行休業</u> 期間を平成 年 月 日まで延長する
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(3) 職務復帰を命ずる 注 配偶者同行休業の期間満了の場合は職	(3) 職務復帰を命ずる 注 在外勤務等同行休業の期間満了の場合
在 <u>町内有円11小未</u> の期间何1の場合は轍 務復帰発令を省略する。	在 <u>往外勤務等向打杯素</u> の期間何」の場合 は職務復帰発令を省略する。
伤限   市光 下 で 目 �� り る。	は戦伤援滞死でを目略りる。

(略)